

(仮称) 輪島市南志見風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境保全上の意見

風力などの再生可能エネルギーについては、石炭・石油などの限りある天然資源に頼らないものであり、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする脱炭素社会の実現に向けた「2050年カーボンニュートラル」の観点からも導入が促進されるべきものであるが、地域の環境を保全し、次世代へと伝えていくことを最優先事項として計画を検討する必要がある。

能登は風が強く、大規模な立地が可能なことから、現時点において、複数の事業者が能登半島に集中して風力発電事業を計画していることを踏まえ、本市として、最大限の環境保全措置を講ずることを強く求め、当該環境影響評価方法書に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

1 全般的事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を代表する白米千枚田や窓岩をシンボルとする曾々木海岸があり、それぞれ文化財保護法に基づく国の名勝や名勝及び天然記念物に指定されている。これらの代表的な景勝地のほか、奥能登最高峰である高洲山周辺についても、特に適切な維持保全を必要とするものであり、環境への影響を回避又は十分に低減する必要がある。また、これらの地点等に限らず、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、事業計画に適切に反映すること。
- (3) 対象事業実施区域の一部は、他事業者による事業計画と重複していることから、事業者間において、事業計画の調整を図り、相互の計画における環境への複合的及び累積的な影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。
- (4) 事業を実施するにあたっては、地権者や周辺地域の住民、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「住民等」という。）の理解が必要不可欠であり、事業の内容について、分かりやすい説明や丁寧な対応がなされ、共通理解を持つことが重要である。また、説明会については、法に基づくもののみならず、状況の変化や地域の要望に応じて随時実施し、他事業者の事業計画と重複する地域等については、関係事業者が連携して実施するなど、住民等に混乱を与えることなく、理解醸成と意見聴取に努め、事業計画に適切に反映すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

大型資材及び工事用資材等の搬出入や工事関係車両の走行等に伴い発生する粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、資機材の運搬経路を含め、土地利用の状況を正確に把握し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(2) 騒音・超低周波音、振動

ア 対象事業実施区域周辺には、住宅が多数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する風切音や低周波音による生活環境への影響が懸念される。騒音・超低周波音について評価をするにあたっては、風力発電機の製造事業者から示される音響パワーレベル等の諸データや現地における地形の起伏、風向風速等のデータを正確に反映すること。また、風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、「騒音については聞こえ方に個人差があり、地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましい」としており、単に指針値にとらわれることなく、対象事業実施区域周辺が元来静かな山間部であって、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、調査予測の結果を事業計画に適切に反映すること。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、資機材の運搬経路を含め、土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(3) 水

対象事業実施区域の下流域には、世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する白米千枚田があり、歴史的にも重要な谷山用水等が利用されていることから、土地の改変等による水環境への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、地下水や湧水の水涸れ、濁り等が発生しないよう適切な環境保全措置を検討し、井戸や溪流、河川や海域への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(4) 地形地質

ア 対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域や地すべり危険地区が存在し、風力発電施設設置に伴う改変区域には、崩壊土砂流出危険地区が存在していることから、土地の改変等による土砂の流出が発生しないよう適切な環境保全措置を検討し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

イ 水源の涵養などの機能を有する保安林については、対象事業実施区域外としているが、森林は多くの多面的機能を有し、生活に深く関わっていることから、森林の伐採による土砂の流出が発生しないよう適切な環境保全措置を検討し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。なお、対象事業実施区域には農業振興地域の農用地区域に指定されている農地が存在するため、本市の関係部局と十分に協議を行うこと。

(5) 動植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類の生息が確認されているほか、植生自然度が高い植物等が存在していることから、土地の改変等による動植物・生態系への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において、調査予測を行うものとし、種ごとに適切な調査手法を用いたうえで、事業計画に適切に反映すること。

イ 海域に影響を及ぼす事業ではないとして、海域に生息する動植物が環境影響評価項目に選定されていないが、海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われていることから、土地の改変等による漁業資源への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、海への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(6) 風力発電施設の影

対象事業実施区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、土地利用の状況を正確に調査し、住宅や農地等への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

対象事業実施区域の一部は、景観法に基づく輪島市景観計画における景観形成重要地域であり、周辺には、世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する白米千枚田のほか、窓岩をシンボルとする曾々木海岸等の自然景観が複数存在することから、独自に設定する限られた視点からの景観だけでなく、主要な道路等からの眺望景観も含め、本市の関係部局との協議により、フォトモンタージュの作成地点や作成領域を設定し、調査予測を行うこと。また、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

白米千枚田は、本市のみならず「能登の里山里海」を代表する景観であり、その景観を目的に毎年多くの方が訪れている。このような背景から、区域内の直接改変はないとはいえ、人工的な風力発電施設が視認できた場合は、人と自然との触れ合いの

活動の場として影響があることから、風光明媚な里山里海の自然環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(9) 文化財

対象事業実施区域内において、指定文化財等は存在しないとしているが、近接する埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、埋蔵文化財への影響の有無について、本市教育委員会と十分に協議を行うものとし、現時点において埋蔵文化財包蔵地ではないとしている箇所においても、工事関係車両等の走行や土地の改変等を行う可能性がある箇所について、新たに埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査を行うなど、事業計画に適切に反映すること。

(10) その他

事業実施期間中における施設の維持管理や緊急時の対応はもちろんのこと、耐用年数経過後についても適切な対応が行われなければ、自然環境に大きな影響を与える可能性があることから、事業の実施にあたっては、管理体制や撤去に係る計画等を明確にすること。

以上